

根室市の財務書類

貸借対照表

行政コスト計算書

純資産変動計算書

資金収支計算書

総務部財政課

根室市の財務書類

平成30年3月

I. 財務書類の概要

- 平成18年8月に総務省より示された「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」において地方公会計改革として、発生主義の活用及び複式簿記の考え方の導入を図り、財務書類4表を整備するよう方針が示されたことを受け、本市においても公会計の整備の推進に取り組むこととし、平成21年度決算より「総務省方式改訂モデル」に基づく財務書類を作成しておりますが、更なる地方公会計の整備促進を図るため、すべての地方公共団体において適用できる標準的な基準として、平成26年4月に「財務書類の作成に関する統一的な基準」および平成27年1月に「統一的な基準による地方公会計マニュアル」が示されたことから、平成28年度決算より、統一的な基準に準拠した財務書類を作成いたしました。
- 統一的な基準による財務書類とは、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4表を指します。
地方公会計は発生主義により、ストック情報やフロー情報を総体的・一覧的に把握することにより、現金主義による予算・決算制度を補完するものとして整備するものであり、財務情報をわかりやすく開示することによる説明責任の履行と、財政の効率化・適正化を図ることを目的としています。
- この財務書類は、「一般会計等」（一般会計と特別会計の一部をあわせて、他の自治体と容易に比較できるように考えられたものを普通会計といいます。根室市の場合は、農業用水事業会計、流通加工センター汚水処理事業会計が含まれます。）と特別会計や企業会計を合わせた「全体会計」に加え、一部事務組合や第3セクターなどを含む「連結会計」の3つの区分ごとに作成されており、公的資金等によって形成された資産や、その財源とされた負債・純資産の状況、さらには行政サービス提供に要したコストや資金収支の状況などが表されています。

対象となる会計等の範囲

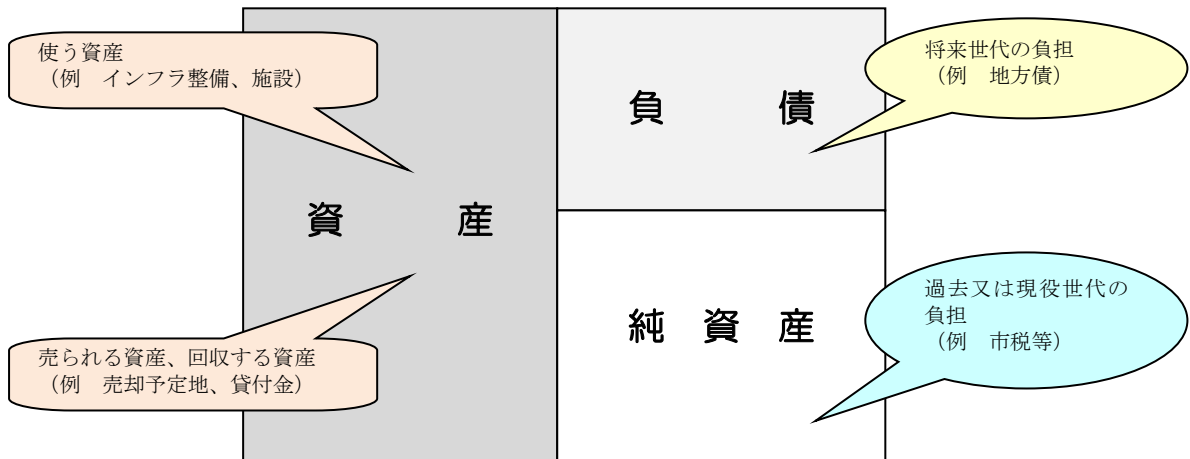
区 分		対象となる会計等	
連 結 会 計	全 体 会 計	一般会計等	<ul style="list-style-type: none"> ・一般会計 ・流通加工センター汚水処理事業特別会計 ・農業用水事業特別会計
		事業会計	<ul style="list-style-type: none"> ・交通傷害共済事業特別会計 ・国民健康保険特別会計事業勘定 ・介護保険特別会計事業勘定 ・後期高齢者医療特別会計
		企業会計	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾整備事業会計 ・水道事業会計 ・下水道事業会計 ・病院事業会計
	一部事務組合	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道後期高齢者医療広域連合 ・北海道市町村退職手当組合 ・北海道市町村備荒資金組合 ・北海道市町村総合事務組合 	
	第3セクター等	<ul style="list-style-type: none"> ・根室市土地開発公社 ・(株)根室市観光開発公社 ・(株)根室水産コンビナート公社 	

- ① 地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。
- ② 一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。
- ③ 第三セクター等は、出資割合等が 50%を超える団体および業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を連結の対象としています。

II. 財務4表とは

1) 貸借対照表 (バランスシート)

貸借対照表は、年度末時点における財産（資産）とその調達財源（負債・純資産）の状況を示したものであり、負債と純資産は返済義務の有無で区分されます。負債は将来返済する義務がある財源ですが、純資産は、将来返済する義務のない財源です。資産には、道路や公園・学校などの「公共資産」や、主に預金で構成される「基金」、税金などの未納分である「未収金」などが含まれます。また、負債には借金である「地方債」や職員の退職金の総額である「退職手当引当金」、職員の賞与の総額である「賞与引当金」などが含まれています。純資産には、資産形成に充当した国や道から受け取った補助金やこれまで納められた税金・手数料などが含まれています。



2) 行政コスト計算書

行政コスト計算書は、1年間の行政サービスに使われた行政資源の額（コスト）を示したものであり、行政コスト計算書は「経常費用」と「経常収益」から構成されます。

経常費用は、職員の「人件費」や事業を民間に委託した場合の委託費などの「物件費」、団体や個人に対する「補助金等」、生活保護費などの「社会保障給付費」などから構成されています。また、経常収益は、サービスの対価等として受け取った「使用料・手数料」などから構成されています。税金などはサービスの対価でないため、経常収益には含まれません。

「純経常行政コスト」は、経常費用から経常収益を差し引いた残りの金額です。学校や道路などの行政サービスはほとんどサービス対価を受け取っていませんので、通常はプラス（経常費用＞経常収益）となります。

3) 純資産変動計算書

純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産の1年間の変動内容を示したものであり、純資産が増加していれば、将来世代のために資産を積み増ししていることとなります。反対に減少していれば、将来世代に負担を付け回していることとなります。税金などの対価ではない収入は純資産変動計算書に含まれます。

4) 資金収支計算書

資金収支計算書は、1年間のお金の動きです。「業務活動収支」「投資活動収支」「財務活動収支」から構成されます。「投資活動収支」は、道路や公園・学校などの整備に関するお金の動きです。「財務活動収支」は、借金の返済や貸付金の回収に関するお金の動きです。「業務活動収支」は公共資産整備収支、投資・財務的収支に含まれるもの以外のお金の動きです。

Ⅲ. 指標等による分析

新公会計制度の導入により、財務分析に用いられている各種指標を算出することが可能となりました。今後継続して財務書類を作成することにより、経年変化などを含めた分析を行い、全体の傾向を把握することができます。

歳入額対資産比率〔算定式：資産合計÷歳入総額〕

当該年度の歳入総額に対する資産の比率を算出することにより、これまで形成されたストックとしての資産が、歳入の何年分に相当するかを表し、資産形成の度合いを把握することができます。

有形固定資産減価償却率

〔算定式：減価償却累計額／（償却資産＋減価償却累計額）〕

有形固定資産のうち償却資産の取得価格等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができます。

社会資本等形成の世代間負担率（将来世代負担比率）

〔算定式：地方債残高／有形・無形固定資産合計〕

有形固定資産などの社会資本等に対して、将来の償還等が必要な負債による調達割合（公共施設等形成充当負債の割合）を算定することにより、社会資本等形成に係る将来世代の負担の程度を把握することができます。

純資産比率〔 算定式：純資産／資産合計 〕

純資産の変動は、将来世代と過去及び現世代との間で負担の割合が変動したことを意味します。たとえば、純資産の増加は、過去及び現世代の負担によって将来世代も利用可能な資源を蓄積したことを意味する一方、純資産の減少は将来世代が利用可能な資源を過去及び現世代が費消して便益を享受していると捉えることができます。

基礎的財政収支（プライマリーバランス）

〔 算定式：業務活動収支（支払利息支出を除く）＋投資活動収支 〕

資金収支計算書上の業務活動収支（支払利息支出を除く）及び投資活動収支の合算額を算出することにより、地方債等の元利償還額を除いた歳出と、地方債等発行収入を除いた歳入のバランスを示す指標となり、当該バランスが均衡している場合は、経済成長率が長期金利を下回らない限り経済規模に対する地方債等の比率は増加せず、持続可能な財政運営が実現できていると捉えることができます。

債務償還可能年数

〔 算定式：将来負担額－充当可能基金残高※／（業務収入等※－業務支出） 〕

※将来負担額及び充当可能基金残高については地方公共団体健全化法上の将来負担比率の算定式による。

※業務収入＋減収補填債督促分発行額＋臨時財政対策債発行可能額

当該年度のストック情報である実質債務（将来負担額－充当可能基金残高）が当該年度のフローの業務活動収支の黒字分等を償還財源とする場合に、その何年分となるかを示す指標です。

受益者負担の割合（受益者負担比率）〔 算定式：経常収益／経常費用 〕

行政コスト計算書の経常収益は、使用料・手数料など行政サービスに係る受益者負担の金額を表すため、これを経常費用と比較することにより、行政サービス提供に対する直接的な負担の割合を算出することができます。